

皆野町農業者物価高騰等対策支援金実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、近年の物価高騰により影響を受けている町内の農業者に対して、経営の安定を支援するため、予算の範囲内において皆野町農業者物価高騰等対策支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 皆野町内に住所を有し、営農する法人または個人の農業者（以下「農業者」という。）であること。
- (2) 令和6年4月1日現在営農を継続していること。
- (3) 今後も営農を継続する意思があること。
- (4) 町税を滞納していないこと。
- (5) 過去において支援金の交付を受けていないこと。
- (6) 皆野町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援給付金の交付を受けていないこと。

(不交付要件)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金は交付しない。

- (1) 法人格のない任意団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び皆野町暴力団排除条例(平成24年条例第12号)に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) その他町長が支援金の趣旨に照らして適当でないと判断する者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は農業収入金額の2分の1とし、5万円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数は支給しない。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の書

類を町長に提出しなければならない。

- (1) 皆野町農業者物価高騰等対策支援金交付申請書（兼請求書）（様式第1号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 法人にあつては直近の法人税確定申告書類の写し又は直近の決算報告書の写し、個人にあつては令和5年分所得税青色申告決算書の写し又は令和5年分の確定申告書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類
（交付決定）

第6条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、皆野町農業者物価高騰等対策支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
（支援金の支払）

第7条 町長は、前条の規定により支援金の交付を決定したときは、これを支払うものとする。
（交付決定の取消し等）

第8条 町長は、前条の規定により交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 支援金の交付決定を受けた後に、第2条各号の要件を満たさないことが判明したとき。
- (3) 支援金の交付決定を受けた後に、第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) その他町長が支援金を交付することが不適當と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、皆野町農業者物価高騰等対策支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めてその全額若しくは一部を返還させることができる。

(受付期間)

第9条 この支援金の申請受付期間は、決裁の日から令和7年1月31日までとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、決裁の日から施行する。

(失効)

2 この要項は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。